

ジョシニングゲーム機まごころ保証

修理保証規定



加入証書記載の保証期間内において、取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障した場合(第11条の「保証が受けられない場合(主な例)」を除く)に、1回あたりの税込修理料を保証限度額(税込商品購入金額)まで無料修理いたします。なお、無料修理の際にかかる当社の指定する修理拠点へ対象商品を発送する費用とそれの場合の返送する費用が保証内容に含まれます。(代替品提供の際にかかる送料も含まれます。)

第1条 加入証書

- ・当社は所定の加入料を受領後、遅滞なく本保証の加入証書を発行し、加入証書の発行をもって本保証の加入手続きが完了するものとします。
- ・当社は加入証書の再発行を行いません。加入証書を紛失した場合、本保証が受けられない場合があります。

第2条 保証期間

- ・当保証の保証期間は対象商品のお買上日より3年間(メーカー保証期間を含む)です。
- ・メーカー保証期間中には当保証は適用されず、各メーカーがその保証規定の範囲内で保証します。
- ・メーカー保証期間中に初期不良等で代替品が提供された場合でも、本保証期間は変更されません。
- ・保証期間中、修理回数に制限はありません。

第3条 保証対象機器

- ・本保証は、ゲーム機本体のみが保証対象となります。コントローラー類、ケーブル類、同梱ソフト、外部カメラ類、外部メモリ類、電源コード、ACアダプタ等の周辺機器および付属部品類は保証対象外となります。

第4条 代替品

- ・本保証による1回の修理見積金額が加入証書に記載された保証限度額を超過する場合や、修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給不可等)は、保証限度額を上限として当社が指定する同機種または同等品(メーカー問わず)を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。
- ・代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名、品番その他の指定を行うことはできないものとします。
- ・当社が同機種または同等品の代替品が存在しないと判断する場合、当社は保証限度額(購入価格)相当の金銭支払いを行うことをもって、修理に代えるものとします。
- ・金銭支払い、同機種または同等品の代替品が存在しない場合のみ行われるものとし、加入者は代替品提供と金銭支払いを選択することはできないものとします。
- ・代替品の提供もしくは金銭支払いとなった場合、故障品の所有権は当社へ移転するものとし、当該修理品を任意に処分できるものとします。
- ・代替品の提供もしくは金銭支払いをもって、本保証は終了します。

第5条 費用

- ・本保証の利用にあたり故障内容が再現しない場合または、本保証の対象外となる故障であることが判明した場合の修理に係る一切の費用(送料を含みます。)および加入者の都合にて修理をキャンセルした場合に掛る一切の費用は加入者が負担するものとします。

第6条 修理依頼

- ・加入者はジョシニングゲーム機保証修理センターに直接連絡し、対象商品の修理を依頼するものとし、販売店では修理受付を行いません。
- ・修理の具体的な実施方法については、修理依頼を受け付けた際に個別に加入者にご案内するものとします。
- ・修理依頼にあたっては、大切なデータや各種設定は事前にバックアップし、純正でない部品(アクセサリ等)は取り外すものとします。
- ・修理依頼にあたっては当社が発行した加入証書(メーカー保証期間中はメーカー保証書)が必要になります。

第7条 変更の届出

- ・加入者はメーカー等から代替品の提供を受け製品に変更があった場合、速やかにジョシニングゲーム機保証修理センターに届け出るものとします。
- ・加入者が届け出を怠った場合、本保証が受けられない場合があります。

第8条 個人情報の取扱

- ・当社は加入者から取得した個人情報を以下の目的の範囲内で利用します。
- ・本保証加入の手続き、維持管理、各種手続きの実行。
- ・修理依頼品の回収、お届けおよび修理保証の実施。
- ・本保証または、加入者ご本人のご加入に関するお問い合わせへの対応。
- ・その他本保証の提供に付随する業務。
- ・新商品・新サービスのご案内。

第9条 規定の変更

- ・当規定は加入者の了承を得ることなく変更することがありますが、その場合は加入申込時の規定を適用します。

第10条 保証の終了

- ・本保証期間が満了した場合。
- ・第4条に基づき代替品が提供された場合。
- ・盗難、紛失等により対象商品を遺失した場合。
- ・本規定の各条項において、加入者に重大な違反があった場合。
- ・保証が終了した場合は、保証料の返還は行いません。

<下記の「保証が受けられない場合(主な例)」をよくお読み下さい。>

第11条 保証が受けられない場合(主な例)

- ・当社以外で修理を依頼された場合。
- ・加入証書記載の保証IDの提示または、口頭による申告がない場合。
- ・本体貼付ラベルがない、または剥がされた痕跡がある、もしくは製造番号が判別できない場合。
- ・バッテリー等メーカーの指定する消耗品類の交換である場合または指定外の消耗品の使用に起因する故障。
- ・使用上の誤りや管理不備(置き忘れ等)または不当な修理(対象商品のメーカーまたは指定修理業者等による修理以外の修理)や改造・増設・付加による故障または破損。
- ・故意または過失(加入者、第三者を問いません。)による、落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩等による故障。
- ・対象商品の部品交換を伴わない調整および清掃、リカバリ、設定等手直し修理で完了する故障。
- ・対象商品の機能および使用の際に影響の無い損害(外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含みます)。
 - ・通常使用に支障の無い部分での経年劣化による磨耗・さび・かび・腐蝕・変質・変色、その他類似の事由またはねずみ食い・虫食い等によって生じた破損。
- ・対象商品の付属部品(ケース、ストラップ等を含む)、周辺機器(本体付属を含みます。)、アクセサリ等、対象機器本体以外の商品の故障および破損、並びに相性起因した故障または誤作動。
- ・プログラム、データ、ソフトウェア、記録媒体など機器本体以外に生じた損害およびソフトウェア上の原因による不具合(ウイルス感染を含む)
- ・機器本体内の記録媒体(HDDやメモリ等)に記録されたデータが消失した場合の復旧作業
- ・業務目的および想定外の使用や使用の限度を超える過酷な使用(対象商品の取

- 扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った使用方法、使用頻度を超える使用をいいます。)に起因する故障および破損。
 - ・対象商品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能に内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラー
 - ・地震、火災、落雷、風水害などの天変地異および塩害、ガス害、異常電圧などの外部要因に起因する故障および破損。
 - ・核燃料物質(使用済核燃料含みます)、放射性物質もしくはそれに汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および破損。
 - ・戦争、内乱、暴動、紛争、その他これらに類似する争乱による故障および破損。
 - ・差押、強制執行等、国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障および破損。
 - ・対象商品を国外に持ち出された場合の国外からの修理依頼。
 - ・メーカー保証(リコールの対象となるものを含みます。)を受けられる故障または破損。
 - ・対象商品の故障に起因して生じた身体障害および対象商品以外の財物の損害
 - ・対象商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害
 - ・対象商品と異なる商品(シリアル番号等が異なる場合を含みます。)の修理を依頼された場合。
 - ・修理のご依頼が、本保証期間の終了日以降になされた場合。
 - ・加入者が保証期間内のいずれかの時点において反社会的勢力に属すると判明した場合
 - ※反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
- ### 第12条 その他
- ・当保証の中途解約はできません。ただし、対象商品の売買契約の解除に伴い本サービスが解約される場合は、この限りではありません。

- ・当社より保証対象商品の修理完了連絡をした日より、6ヶ月間修理完了品をお受取りいただけなかった場合、当社にて当該修理品を処分いたします。

加入証書は保証を適用する際の重要な書類となっておりますので、メーカー保証書と共に大切に保管して下さい。また、直射日光の当たる場所や財布などの密閉された中で長期間保管するのはお避け下さい。



201802